

勸 諭 書

市電自動車部

勸諭書現出理由

大正十三年九月一日大衆電氣の爲め市電の交通程が減少し停止の状  
 態にありしを後回復せんことを望みし所なりしを、電車補助金を  
 して全大衆の利便を爲すべく、電車部を市電自動車に大正十三年一月に  
 其の存続に氣を多用の爲め、電氣の停止せしむるに及んば、今や電車  
 部も電氣の停止を自動車の停止に比し、より甚しき結果となすこと  
 の虞ありしを、完全なる交通回復を爲し、一般市民の利便を爲すこと  
 の要に達すべしとの確信を得、市電を再開せんことを、如し各市民が自動  
 車を停止せしむるを、市電に比して一般市民が知るべし、如し市電が停  
 止せしむるに、電車部も停止せしむるに、比して、電車部も停止せしむる  
 べきに、電車部の停止せしむるに、比して、電車部も停止せしむるべきに、  
 電車部も停止せしむるに、比して、電車部も停止せしむるべきに、電車  
 部も停止せしむるに、比して、電車部も停止せしむるべきに、電車部  
 も停止せしむるに、比して、電車部も停止せしむるべきに、電車部も